

○外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件（平成十五年総務省告示第三百四十四号）の一部を改正する告示案 新旧対照表 （傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>一 (略)</p> <p>二 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が法第百三条の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事實は、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告M.1457に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されているもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものに限る。）であることとする。</p> <p>1 施行規則第十五条の三第二号(2)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の四に規定する技術基準</p> <p>2 施行規則第十五条の三第二号(3)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の五に規定する技術基準</p> <p>3 施行規則第十五条の三第二号(7)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の九に規定する技術基準</p> <p>4 施行規則第十五条の三第二号(15)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が電波法第百三条の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事實は、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告M.1457に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されているもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものに限る。）であることとする。</p> <p>1 電波法施行規則第十五条の三第二号(2)に掲げる規格 無線設備規則第四十九条の六の三に規定する技術基準</p> <p>2 電波法施行規則第十五条の三第二号(3)に掲げる規格 無線設備規則第四十九条の六の四に規定する技術基準</p> <p>3 電波法施行規則第十五条の三第二号(4)に掲げる規格 無線設備規則第四十九条の六の五に規定する技術基準</p> <p>4 電波法施行規則第十五条の三第二号(8)に掲げる規格 無線設備規則第四十九条の六の九に規定する技術基準</p> <p>5 電波法施行規則第十五条の三第二号(16)に掲げる規格のうち送信バースト長が五ミリ秒のもの 無線設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち送信バースト長が五ミリ秒のもの</p>